

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」について

当金庫は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく下記の行動計画に基づき、仕事と子育ての両立を図る職場環境作りに積極的に取り組んで参ります。

記

1. 計画期間

平成 22 年 8 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日

2. 内 容

【目 標 1】

計画期間中に、育児休業の取得状況を以下のとおりとする。

男性 ... 取得者を 1 名以上にする。

女性 ... 取得率を 90% 以上にする。

(対 策)

平成 22 年 4 月 ~ 金庫内で周知を図る。

【目 標 2】

計画期間中に、小学生未満の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる子の看護のための休暇制度を導入する。

(対 策)

平成 22 年 4 月 ~ 上記休暇制度の制定と金庫内で周知を図る。

【目 標 3】

計画期間中に、子供が生まれる際の父親の休暇取得状況を以下のとおりとする。

男性 ... 取得者を 3 名以上にする。

(対 策)

平成 22 年 4 月 ~ 金庫内で周知を図る。

以 上